

第4回 社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会

平成28年7月13日（水）

15時00分～17時00分

場所：航空会館201会議室

議事次第

1. 開会

2. 議事

(1) 「控除対象財産」について

(2) 「社会福祉充実計画」について

3. 閉会

[配布資料]

資料1：「控除対象財産」について

資料2：「社会福祉充実計画」について

参考資料：前回配布資料（「控除対象財産」について）

(別添)

社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会 構成員

氏名	所属・役職
柴 毅	日本公認会計士協会 常務理事
瀬上 富雄	日本税理士会連合会 専務理事
千葉 正展	独立行政法人福祉医療機構経営サポートセンター コンサルティンググループ グループリーダー
松原 由美	早稲田大学人間科学学術院 准教授 (社会保障審議会福祉部会委員)
山田 尋志	地域密着型総合ケアセンターきたおおじ 代表

※平成28年5月17日現在、五十音順、敬称略

「控除対象財産」について

1. 「控除対象財産」の基本的な考え方

「控除対象財産」の基本的な考え方

- 社会福祉法人の今日的な意義は、社会福祉事業等に係る福祉サービスの供給・確保の中心的役割を果たすとともに、他の事業主体では対応できない様々な福祉ニーズを充足することにより、地域社会に貢献していくことにある。
したがって、社会福祉法人は、制度の枠組みの内外を問わず、地域や利用者のニーズを的確に把握し、それらのニーズに応じた社会福祉事業又は公益事業を提供するとともに、自ら提供するサービスの質を高めていくことが求められている。
- このような観点から、社会福祉法人の事業経営において、収支差（利益）が発生すること自体は、経営努力などの効率化の観点からは評価されるべき側面もあるが、公費等を原資とする介護報酬や措置費、委託費により社会福祉事業等を運営している社会福祉法人の性格に照らせば、収支差（利益）の蓄積は必要最小限であることが求められ、仮に、収支差（利益）がある場合には、地域のニーズを踏まえた新たな事業を展開するとともに、既存の社会福祉事業や公益事業を充実させていくことが求められる。
- しかしながら、これまでの制度では、法人内部に蓄積された財産の保有に係るルールがなく、公益性の高い非営利法人として説明責任を果たす仕組みとなっていなかったことから、今般の制度改革では、事業継続に必要な財産を明らかにするとともに、余裕財産がある場合には、計画的に社会福祉事業等に再投下する仕組みを導入することとした。
- 事業継続に必要な財産は、事業経営の安定性を確保するとともに、必要最低限かつ再投下が困難な財産を明確化する観点から、社会福祉事業等に活用している土地・建物や、建替の際に必要な自己資金、事業運転資金に限定し、これらを「控除対象財産」とする。

- これらの財産は、適切な算定方法を設定しないと、財務規律が弛緩し、法人の非営利性・公益性を阻害することになる。このため、控除対象財産に係る基準は、合理的であり、社会的に説明責任を果たせるものであることが必要である。
- また、社会経済情勢や法人の経営実態と著しい乖離が生じないよう、実態と整合的な仕組みとする必要がある一方、全法人（約20,000法人）が社会福祉充実残額を算定することから、煩雑な事務処理とならないよう簡便な仕組みとする。

「控除対象財産」の算定イメージ

- 社会福祉法人の①すべての財産（基本金及び国庫補助等特別積立金を除く。）を対象に、②事業継続に必要な財産（控除対象財産）と余裕財産を区分し、余裕財産を③再投下対象財産として位置づける。

$$\text{資産} - \text{負債} - \text{基本金} - \text{国庫補助等特別積立金} = \text{①}$$

② 控除対象財産：事業継続に必要な最低限の財産

① 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等

（考え方）

- ・ 土地
- ・ 建物
- ・ 設備

※社会福祉法に基づく事業に活用している財産の特定は財産目録等により行う

*負債、基本金及び国庫補助等特別積立金との重複部分は調整

② 再生産に必要な財産

（考え方）

- ・ 建替、大規模修繕
- ・ 設備・車両等の更新

※再生産に必要な財産については、補助金、融資の活用を考慮した算出基準を適用

③ 必要な運転資金

（考え方）

- ・ 事業未収金
- ・ 緊急の支払や当面の出入金のタイムラグ

③ 再投下対象財産

①

=

2. 「①社会福祉法に基づく事業に活用 している不動産等」について

① 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等

- 現に社会福祉事業等に活用している土地、建物、機器、車両等の資産は、控除対象財産として位置付けることが必要である。
- 一方、社会福祉事業等に活用されていない資産については、控除対象財産とはならないが、これらの具体的な線引きについては、財産目録において社会福祉事業等への活用の状況を説明することにより、法人が説明責任を負うものとする。
- なお、控除対象財産がその財源として借入金（負債）により賄われている（以下「対応負債」という。）場合には、既にA（P4の表における）の算定時に、負債全額を控除していることから、二重の控除を排除するため、当該控除対象財産額から負債分を差し引く。
※ 対応負債の算定方法については、公益法人制度の遊休財産規制において採用されている方式と同様。

【論点1】社会福祉施設の土地・建物等、現に事業に活用している財産の他、どのような財産を控除対象財産とするか。（P12参照）

社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等の確認方法のイメージ

(算出方法)

- (1) 財産目録から、現に社会福祉事業等に活用している財産を判定(判定にあたっては、通知等で一定の基準を示す)
- (2) 対応する負債等の重複を控除する。

(財産目録イメージ)

財 産 目 録 (記載例)

平成 年 月 日現在

(単位:円)

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用状況等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金	現金手許有高 〇〇銀行〇〇支店	-	運転資金として	-	-	-
現金		-	運転資金として	-	-	-
普通預金		-		-	-	-
事業未収金	-	〇月分介護料	-	-	-
.....	-	-	-	-
流動資産合計						
2 固定資産						
(1) 基本財産						
土地	所在地番〇〇 地目〇〇	-	第1種社会福祉事業である、〇〇施設に使用している	-	-	-
建物	所在〇〇 家屋番号〇〇 種類〇〇	19●●年度	第1種社会福祉事業である、〇〇施設に使用している	1,200,000,000	700,000,000	500,000,000
建物	所在▲▲ 家屋番号▲▲ 種類▲▲	19××年度	第1種社会福祉事業である、▲▲施設に使用している	800,000,000	400,000,000	400,000,000
定期預金	〇〇銀行〇〇支店	-	寄附者により〇〇事業に使用することが指定されている	-	-	-
.....	-	-	-	-
基本財産合計						
(2) その他の固定財産						
車両運搬具	(車種)〇〇他3台 (車輛No.)...	-	利用者送迎用車両	10,000,000	3,000,000	7,000,000
〇〇積立資産	定期預金 〇〇銀行〇〇支店	-	〇〇事業の積立資産であり、資産取得資金として管理されている預金	-	-	-
土地	所在〇〇	-	5年後に開設する〇〇事業のための用地	-	-	-
建物	所在〇〇 家屋番号〇〇 種類〇〇	20●●年度	社会福祉施設以外(訪問介護事業所等)の第2種社会福祉事業に使用している	900,000,000	200,000,000	700,000,000
.....	-	-	-	-

控除対象	控除対象額
×	
×	
×	

×	
×	
×	

○	
○	
○	
○	

○	
×	
×	
○	

⋮

＜資産の部＞		
大区分	中区分	勘定科目の説明
流動資産	現金預金	現金（硬貨、小切手、紙幣、郵便為替証書、郵便振替貯金払出証書、官公庁の支払通知書等）及び預貯金（当座預金、普通預金、定期預金、郵便貯金、金銭信託等）をいう。
	有価証券	国債、地方債、株式、社債、証券投資信託の受益証券などのうち時価の変動により利益を得ることを目的とする有価証券をいう。
	事業未収金	事業収益に対する未収入金をいう。
	未収金	事業収益以外の収益に対する未収入金をいう。
	未収補助金	施設整備、設備整備及び事業に係る補助金等の未収額をいう。
	未収収益	一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、すでに提供した役務に対していまだその対価の支払を受けていないものをいう。
	受取手形	事業の取引先との通常取引に基づいて発生した手形債権（金融手形を除く）をいう。割引又は裏書譲渡したものは、受取手形から控除し、その会計年度末日における期限未到来の金額を注記する。
	貯蔵品	消耗品等で未使用の物品をいう。業種の特性に依り小区分を設けることができる。
	医薬品	医薬品の棚卸高をいう。
	診療・療養費等材料	診療・療養費等材料の棚卸高をいう。
	給食用材料	給食用材料の棚卸高をいう。
	商品・製品	売買又は製造する物品の販売を目的として所有するものをいう。
	仕掛品	製品製造又は受託加工のために現に仕掛中のものをいう。
	原材料	製品製造又は受託加工の目的で消費される物品で、消費されていないものをいう。
	立替金	一時的に立替払いをした場合の債権額をいう。
前払金	物品等の購入代金及び役務提供の対価の一部又は全部の前払額をいう。	
前払費用	一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対し支払われた対価をいう。	

	1年以内回収予定長期貸付金	長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。
	1年以内回収予定事業区分間長期貸付金	事業区分間長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。
	1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金	拠点区分間長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。
	短期貸付金	生計困窮者に対して無利子または低利で資金を融通する事業、法人が職員の質の向上や福利厚生の一環として行う奨学金貸付等、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。
	事業区分間貸付金	他の事業区分への貸付額で、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。
	拠点区分間貸付金	同一事業区分内における他の拠点区分への貸付額で、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。
	仮払金	処理すべき科目又は金額が確定しない場合の支出額を一時的に処理する科目をいう。
	その他の流動資産	上記に属さない債権等であって、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。
	徴収不能引当金	未収金や受取手形について回収不能額を見積もったときの引当金をいう。
固定資産		
(基本財産)	土地	基本財産に帰属する土地をいう。
	建物	基本財産に帰属する建物及び建物付属設備をいう。
	定期預金	定款等に定められた基本財産として保有する定期預金をいう。
	投資有価証券	定款等に定められた基本財産として保有する有価証券をいう。
(その他の固定資産)	土地	基本財産以外に帰属する土地をいう。
	建物	基本財産以外に帰属する建物及び建物付属設備をいう。
	構築物	建物以外の土地に固着している建造物をいう。
	機械及び装置	機械及び装置をいう。
	車輛運搬具	送迎用バス、乗用車、入浴車等をいう。

その他	器具及び備品	器具及び備品をいう
	建設仮勘定	有形固定資産の建設、拡張、改造などの工事が完了し稼働するまでに発生する請負前渡金、建設用材料部品の買入代金等をいう。
	有形リース資産	有形固定資産のうちリースに係る資産をいう。
	権利	法律上又は契約上の権利をいう。
	ソフトウェア	コンピュータソフトウェアに係る費用で、外部から購入した場合の取得に要する費用ないしは制作費用のうち研究開発費に該当しないものをいう。
	無形リース資産	無形固定資産のうちリースに係る資産をいう。
	投資有価証券	長期的に所有する有価証券で基本財産に属さないものをいう。
	長期貸付金	生計困難者に対して無利子または低利で資金を融通する事業、法人が職員の質の向上や福利厚生の一環として行う奨学金貸付等、貸借対照表日の翌日から起算して入金期限が1年を超えて到来するものをいう。
	事業区分間長期貸付金	他の事業区分への貸付金で貸借対照表日の翌日から起算して入金期限が1年を超えて到来するものをいう。
	拠点区分間長期貸付金	同一事業区分内における他の拠点区分への貸付金で貸借対照表日の翌日から起算して入金期限が1年を超えて到来するものをいう。
	退職給付引当資産	退職金の支払に充てるために退職給付引当金に対応して積み立てた現金預金等をいう。
	長期預り金積立資産	長期預り金（注：ケアハウス等における入居者からの管理費等）に対応して積み立てた現金預金等をいう。
	〇〇積立資産	将来における特定の目的のために積み立てた現金預金等をいう。なお、積立資産の目的を示す名称を付した科目で記載する。
	差入保証金	賃貸用不動産に入居する際に賃貸人に差し入れる保証金をいう。
	長期前払費用	時の経過に依存する継続的な役務の享受取引に対する前払分で貸借対照表日の翌日から起算して1年を超えて費用化される未経過分の金額をいう。
その他の固定資産	上記に属さない債権等であって、貸借対照表日の翌日から起算して入金期限が1年を超えて到来するものをいう。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。	

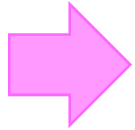
「対応負債」算定の考え方について

貸借対照表

現金預金 20	
	60 借入金 60
土地建物 80 (社会福祉法に基づく 事業に活用＝控除対象財産)	
	20 純資産 40

- (事例)
- ・法人の資産100、負債60(借入金は全て土地建物の取得に充てている。)
 - ※基本金、国庫補助金等特別積立金は計上していないものとする。
- 対応負債とは、控除対象財産額のうち負債で賄われている額を算定し、2重控除を排除するもの。
(控除対象財産に対応する負債を控除しない場合)
- $$40(\text{純資産}) - 80(\text{控除対象財産}) = \Delta 40$$
- ⇒ 80(控除対象財産)のうち60は借入金で賄われており、2重引きとなる。
- (控除対象財産に対応する負債の額を控除する場合)
- $$40(\text{純資産}) - [80(\text{控除対象財産}) - 60(\text{控除対象財産に対応する負債})] = 20$$
- ⇒ 80(控除対象財産)のうち60は借入金で賄われているため、2重引きを排除する。
- 以上より、控除対象財産から対応する負債を控除することが必要。

【論点1】社会福祉施設の土地・建物等、現に事業に活用している財産の他、どのような財産を控除対象財産とするか。



◆ 「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」として控除対象となる財産については、次のような考え方にに基づき、整理してはどうか。

控除対象となる財産	控除対象とはならない財産(※)
<p>○ 法人が実施する社会福祉事業等に直接又は間接的に供与されている財産であって、当該財産がなければ事業の実施に直ちに影響を及ぼしうるもの。</p>	<p>○ 法人が実施する社会福祉事業及び公益事業等の実施に直ちに影響を及ぼさない財産。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現に事業に活用している土地・建物 ・ 職員の福利厚生のための土地・建物・貸付金 ・ サービス提供に必要な送迎車両 ・ サービス提供に必要な介護機器 ・ サービス提供に必要な生活機器(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ等) ・ 事業に必要な事務機器(パソコン、プリンター等) ・ 災害時のための食料・物品の備蓄 ・ 障害者総合支援法に基づく就労支援事業における工賃変動積立金 ・ 用途が限定されている寄付金等(基本金に計上されないもの) ・ 国・自治体等の補助により造成され、用途が限定されている基金等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現預金、有価証券 ・ 人件費積立金、修繕積立金等の積立資産(ただし、障害者総合支援法に基づく就労支援事業における工賃変動積立金を除く。) ・ 遊休不動産(断続的であっても、長期にわたって事業に継続して使用している不動産は除く。) ・ 美術品

※ ただし、現預金や有価証券、人件費積立金、修繕積立金等については、「再生産に必要な財産」や「必要な運転資金」として控除対象となる場合があり得る。

3. 「②再生産に必要な財産」について

② 再生産に必要な財産

【建物の建替】

- 建物の建替費用は、借入金、自己資金のいずれにより資金調達する場合でも、基本的には毎年度計上する減価償却費相当額を財源とすることとなるが、この中で自己資金分として合理的な額の保有を可能とするため、これを控除対象財産に位置付ける。
- また、以下については、これらに加えて、その資金需要に備えるものとして、別途費用を勘案してはどうか。

（１）建設費の変動分

建設資材、労務費等の建設費が上昇する傾向があるとともに、前回建設時と比較した建設費の上昇に係る費用は、減価償却費相当額では賅えないことから、これに相当する財産の保有が必要。

（２）補助率の変動分

施設整備費の一般財源化等に伴い、近年、社会福祉施設の施設整備に係る実効的な補助率が低下（定額補助への変更も含む。）する傾向にあるが、従来補助金等により賅っていた分については、事業収益により減価償却費相当額を自己資金又は借入金により調達していくことが必要となることから、補助率低下に伴う自己資金の確保が必要。

（３）大規模修繕費

大規模修繕費については、施設の立地、建設資材、修繕時期の違い等により多様性があるが、建物の価値が上昇する部分（固定資産に計上される資本的支出）については、一定程度の財産を留保することが必要。

【設備・車両等の更新】

- 設備・車両等の更新費用についても、減価償却相当額の中で賅えるようにするため、これを控除対象財産に位置付ける。

【論点1】施設の建替は、社会環境の変化や経営者の判断に委ねられるが、定量的に事業継続に必要な財産を算定するには、現在と同等の施設を再取得する前提でその財産額を算定することとしてはどうか。(P17参照)

【論点2】施設再取得に係る経費のうち、自己資金割合について、地域差などをどのように反映すべきか。(P19参照)

【論点3】施設建替までの間に必要な大規模修繕費用をどのように見込むべきか。(P26参照)

固定資産の再取得に必要な財産の算出方法イメージ

(算出方法(イメージ))

再取得に必要な財産

$$= (\text{減価償却累計額} \times \text{建設単価上昇率}) \times \text{一般的な自己資金比率} + \alpha(\text{修繕等})$$

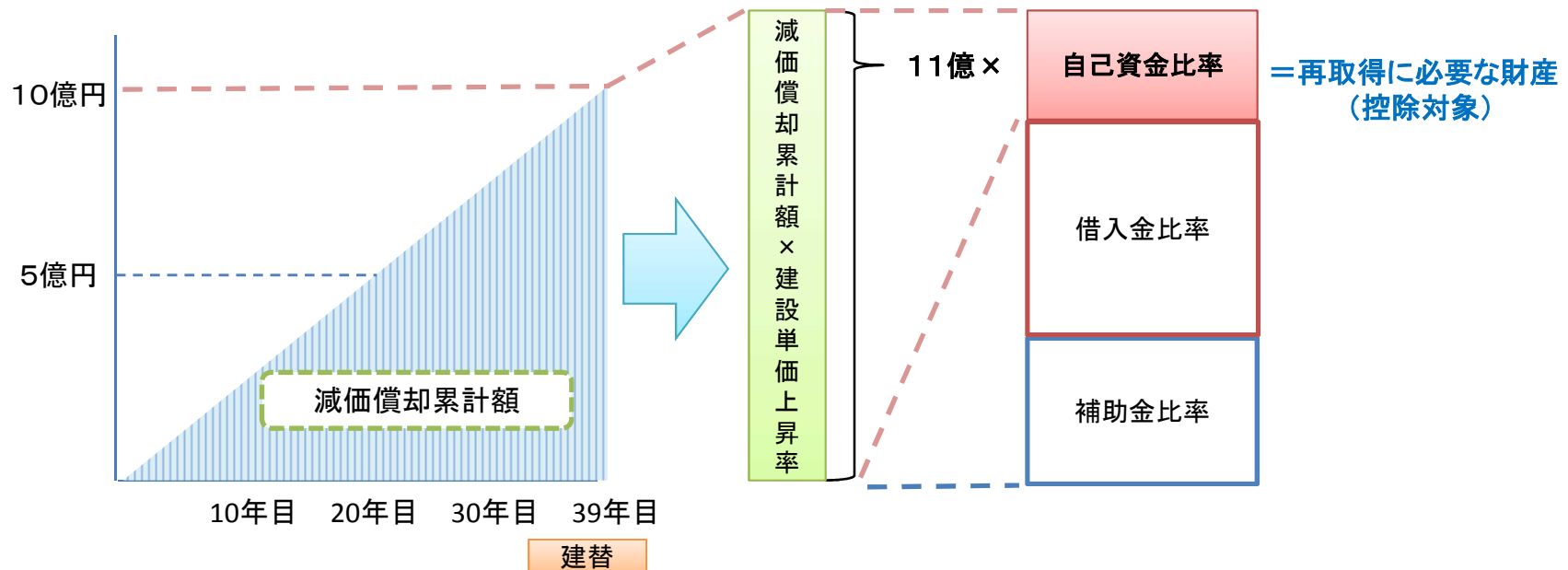
○減価償却により法人内に自己資金が蓄積され、建替時期(39年(※)経過後)には、現在の建物と同等の建て替えを行うための資金が法人内部に留保される。

○法人に蓄積される建て替え費用は建設時の水準であることから、建設単価上昇率を考慮する。

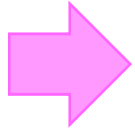


○減価償却累計額(建設単価上昇分を含む)には、補助金、借入金、自己資金によるものが含まれており、建て替え時に補助金や借入金を活用することを前提にすれば、法人が再生産のために保有すべき額は減価償却累計額に一般的な自己資金比率を乗じた額となる。

※ 建物の耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)によることとされている。



【論点1】施設の建替は、社会環境の変化や経営者の判断に委ねられるが、定量的に事業継続に必要な財産を算定するには、現在と同等の施設を再取得する前提でその財産額を算定することとしてはどうか。



- ◆ 将来的な施設の建替の在り方については、変動要素が大きく、一律の基準により見込むことは困難であることから、現に事業に活用している建物等と同等のものを将来的に更新することを前提としてはどうか。
- ◆ 施設の建替に併せて規格の向上（施設の居室面積や仕様の充実等）に係る費用の上昇分をどのように評価し、保有させるべきか。

・ 近年、利用者の処遇向上の観点から、施設の居室面積の拡充や個室・ユニット化、耐震設備の充実等が進められていることから、過去に設置された施設は、建替に当たって、これらの規格の向上に必要な費用を含む建設単価上昇率を勘案する場合には、次の2案が考えられる。

（案1）建設時の建設費用に、直近の建設工事費デフレーターの変動率を乗じる。

（案2）建設時の1㎡当たり建設費用や定員1人当たり建設費用などと、直近の福祉医療機構の融資実績等を比較し、その増減率を乗じる。

(参考) 建設工事費デフレーター

国土交通省が定める、建設時と現在の工事費の差額について、建物構造等毎に、工事費単価の年次推移を指数として表示するもの

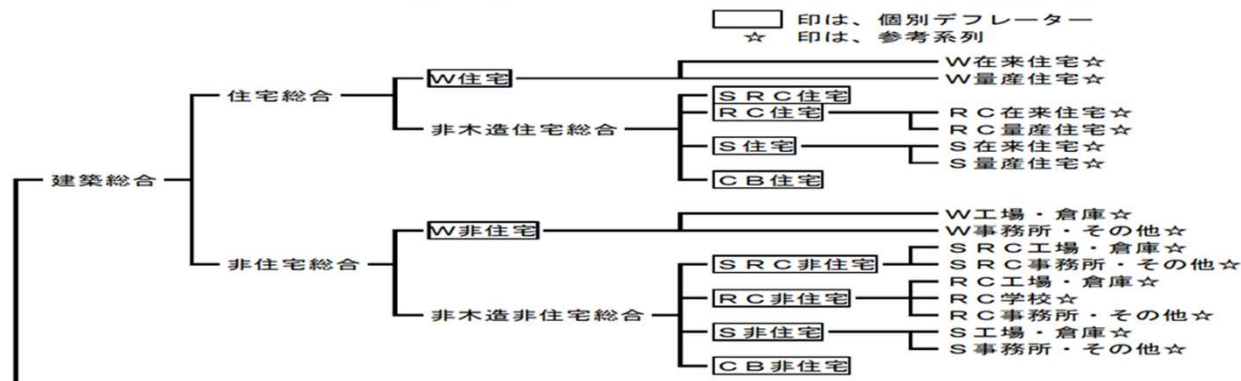
1. 建設工事費デフレーターの概要(平成12年基準)

- 建設工事費デフレーターは、国内の建設工事全般を対象としている。
- 建設工事の価格指数は、一般の物価指数のように市場価格の動きでは直接的にとらえることが困難なため、本デフレーターは、主として投入コスト型指数により作成されている。これは、原価を構成する資材費・労務費の価格指数をそれぞれの構成比(ウェイト)をもって総合し、当該工事の価格指数を求めるという方法である。
- この構成比は5年ごとに作成される「建設部門分析用産業連関表」の結果等を用いており、建設工事費デフレーターの基準改定についても、これに合わせ5年ごとに行っている。

2. 対象範囲、工事種類及び作成開始年度

- 国土交通省(旧建設省)所管土木工事費を対象とするデフレーターについては、昭和26年度から作成されており、昭和35年度からは建築工事等も加わり建設工事全般にわたって作成されている。(中略)なお、工事費デフレーターは、年度、四半期及び月次に作成されている。

図-1 建設工事費デフレーターの工事種類別構成



【論点2】施設再取得に係る経費のうち、自己資金割合について、補助金の地域差などをどのように反映すべきか。



- ◆ 平成17年度以降、「三位一体改革」等を踏まえ、補助金制度が次第に細分化、減額され、また、補正予算により造成された各種の基金事業においても施設整備費を補助対象とするものがあり、建設年度、施設種別や施設の所在自治体によっても差が生じている状況。
- ◆ 全国の地域毎・施設種別毎の実効的な補助率を把握することは困難であり、客観的なデータ(福祉医療機構の融資実績や別途行う調査研究のデータ)を用いて施設種別毎の全国一律の自己資金割合を設定してはどうか。

【上記を前提とした場合の論点】

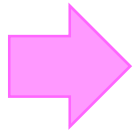
- ① 補助金の変動分についてどのように考えるか。
- ② 社会福祉施設の施設種別毎の差をどのように考えるか。
- ③ 建設時の自己資金比率が高い施設の取扱いについてどのように考えるか。

【論点2-①】 補助金の変動分についてどのように考えるか。

- 施設整備に関する国の補助は、平成16年度まで「社会福祉施設(等)施設整備費補助金」として、高齢、障害、児童分野を含め、同一の補助制度で行われており、国と都道府県の合計の補助率は75%。
- 平成17年度以降、「三位一体改革」等を踏まえ、補助金制度が次第に細分化、減額され、また、補正予算により造成された各種の基金事業においても施設整備費を補助対象とするものがあり、建設年度、施設種別や施設の所在自治体によっても実効的な補助比率に差が生じている状況。
- これまでの補助金減少傾向は明確だが、今後の減少(又は増加)幅は、福祉分野毎・地域毎の政策的判断があり不透明。

【福祉医療機構の融資実績(全国平均)からみる傾向】

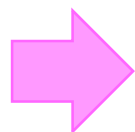
- ◇ 1貸付当たり補助比率は減少している。
 - ・特別養護老人ホーム:H10 68.2%→H26 23.5% (△44.7%)
 - ・児童福祉施設(入所):H10 66.3%→H26 64.0% (△2.3%)
 - ・児童福祉施設(通所):H10 61.9%→H26 54.0% (△7.9%)
 - ・障害福祉施設(入所):H10 66.1%→H26 36.0% (△30.1%)
 - ・障害福祉施設(通所):H10 67.1%→H26 34.9% (△32.2%)
- ◇ 補助金減少分は、借入金と自己資金の比率の増加となって現れている。
例えば、特別養護老人ホームは
自己資金比率:H10 7.1%→H24 14.0%(+6.9%)
借入金比率: H10 21.0%→H24 51.1%(+30.1%)
となっており、補助金減少分を補う財源比率は、自己資金より借入金の増加率が高くなっている。



- ◆ 事業の利益を、事業継続に必要な財産として留保するか否かについては、法人の経営判断によるべきものであるが、一般的自己資金比率を上回る利益の蓄積は、経営の安定性・効率性の観点からも必ずしも必要とは言えず、社会福祉法人の本旨から、福祉サービスの充実に充てることが求められる。
- ◆ 福祉医療機構の融資実績による自己資金比率について見ると、補助率の低下分による自己資金増加率は、直近の補助率減少分も反映した建替資金構成の実態が反映されている。
- ◆ したがって、福祉医療機構の融資データに基づく数値を基本としつつ、別途行う調査研究の結果も踏まえ、一般的自己資金比率を設定してはどうか。

【論点2-②】社会福祉施設の施設種別毎の差をどのように考えるか。

○ 福祉医療機構の融資実績を基本としつつ、別途行う調査研究の結果も踏まえ、自己資金比率を設定する場合、施設種別毎にデータ数の差が生じるおそれがある。



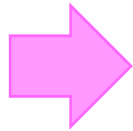
- ◆ 一般的自己資金比率は、事務処理の簡素化にも配慮しつつ、施設種別ごとの自己資金比率の差異をどこまで反映するかが論点となる。
- ◆ 具体的な設定に当たっては、次表のとおり、
 - ① 施設種別にかかわらず、全社会福祉施設の平均自己資金比率を設定する
 - ② 一定の施設種別ごとにグルーピングを行い、当該グルーピングごとに平均自己資金比率を設定する
 - ③ 施設種別ごとにそれぞれ平均自己資金比率を設定する(グルーピングは行わない)といった方法により、設定することが考えられるが、どうか。

控除対象財産（建替費用）に用いる一般的自己資金比率の考え方

	案1		案2		案3	
	案1-1	案1-2	案2-1	案2-2	案3-1	案3-2
考え方	施設種別にかかわらず、全社会福祉施設の平均自己資金比率を設定。	左記に加え、施設建設時の自己資金比率が案1-1を上回る場合は、一定の範囲内で、これを上回る比率を適用。	一定のグルーピングを行い、当該グルーピングごとに平均自己資金比率を設定。	左記に加え、施設建設時の自己資金比率が案2-1を上回る場合は、一定の範囲内で、これを上回る比率を適用。	施設種別ごとにそれぞれ平均自己資金比率を設定。 (グルーピングは行わない)	左記に加え、施設建設時の自己資金比率が案3-1を上回る場合は、一定の範囲内で、これを上回る比率を適用。
比率のイメージ (福祉医療機構の 融資実績)	0%	0%~σ%	Aグループ 0% Bグループ 0% Cグループ 0% Dグループ 0% 等	※グループごとに一定の上限幅を設定。 Aグループ 0%~σ% Bグループ 0%~σ% Cグループ 0%~σ% Dグループ 0%~σ% 等	特養 0% 認知症GH 0% 老人デイ 0% 保育所 0% 生活介護 0% 等	特養 0%~σ% 認知症GH 0%~σ% 老人デイ 0%~σ% 保育所 0%~σ% 生活介護 0%~σ% 等
メリット	・ 法人が控除対象財産を簡易に算定可能。		・ 法人が控除対象財産を簡易に算定可能		・ 施設種別毎の自己資金比率の実態が反映されやすい。	
		・ 一定の幅の設定により、個別施設の実態を反映可能。		・ 一定の幅の設定により、個別施設の実態を反映可能。		・ 一定の幅の設定により、個別施設の実態を反映可能。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 施設種別毎の実態が反映されない。 自己資金比率高い施設種別団体等から建て替え資金が不足する（不公平感）との指摘がある可能性あり。 		<ul style="list-style-type: none"> グルーピングの資金構成に明確な根拠がない（サンプル数に依存）。 同一グルーピング内で不公平感あり。 複数施設経営法人は、控除対象財産算定事務が繁雑。 		<ul style="list-style-type: none"> サンプル数が著しく少ない施設種別は、一般的・合理的な数値と言い難い。 複数施設経営法人は、控除対象財産算定事務が繁雑。 	

【論点2-③】建設時の自己資金比率が高い施設の取扱いについてどのように考えるか。

- 建物の建替費用については、減価償却費により、理論上、法人内部に蓄積される。



【建設時の自己資金比率が低い施設への対応】

- ◆ 建物の建替費用について、建設時に、多額の補助を受けたことなどにより、自己資金が少なかった場合であっても、近年の補助制度の見直しにより、今後はより多くの自己資金の確保が必要となることが見込まれる。

こうした点を考慮し、建設時の自己資金が少なかった場合については、最低限、直近の平均的な自己資金割合(福祉医療機構の融資実績を活用)までを控除対象としてはどうか。

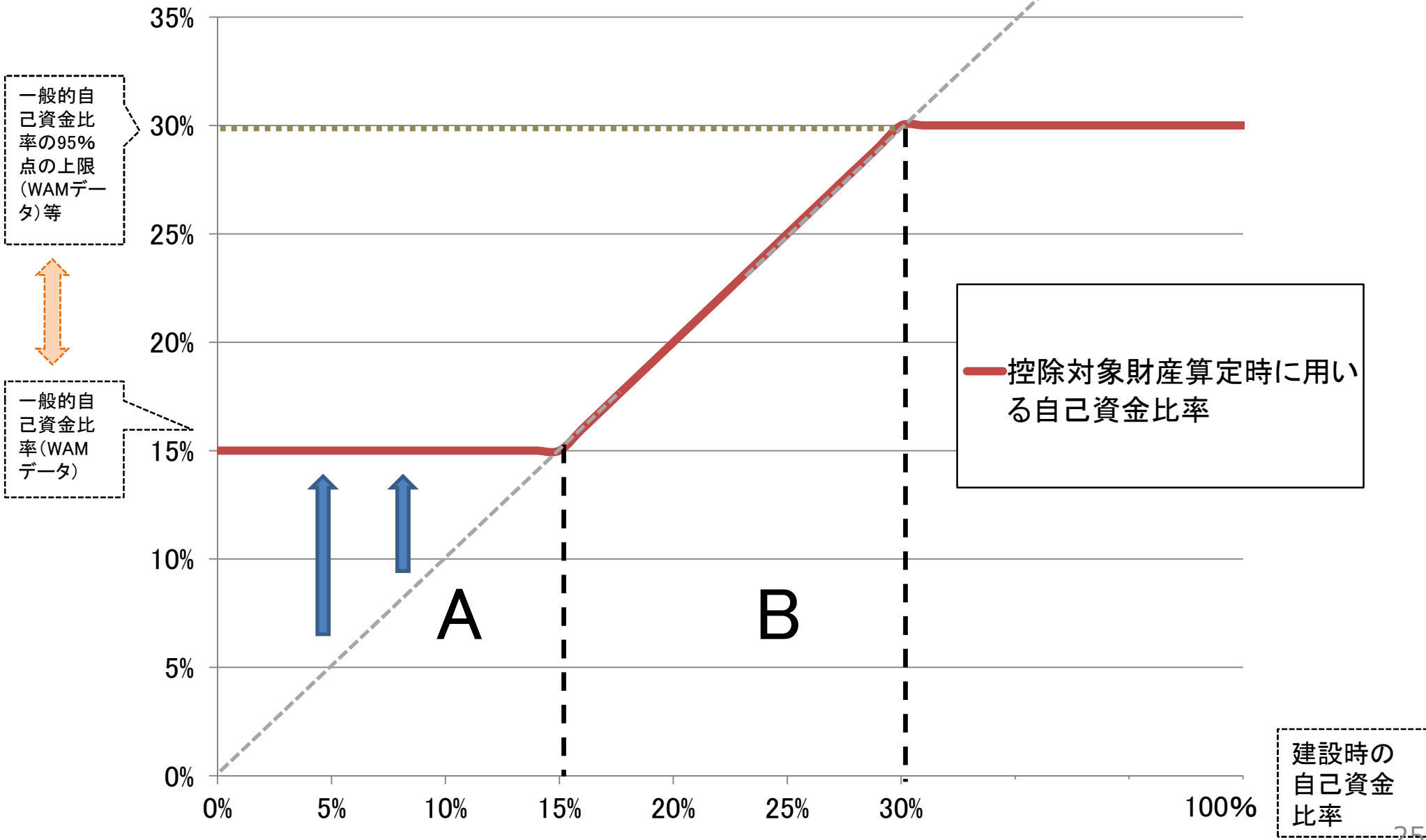
【建設時の自己資金比率が高い施設への対応】

- ◆ 一方、建設時の自己資金が平均的な自己資金比率を上回る場合については、建設時の資金構成を勘案し、これを上回る自己資金分については、一般的自己資金比率を設定するデータの95%点の範囲を設定するなど、一定の範囲内で評価することが考えられる。
- ◆ なお、別案として、建設時の自己資金比率全体について、建替時の自己資金比率とすることも考えられるが、この場合、施設ごとに適用される自己資金比率の差は大きくなる。

控除対象財産算定時に用いる
自己資金比率

【建替に必要な自己資金比率のイメージ】

別添



【論点3】 施設建替までの間に必要な大規模修繕費用をどのように見込むべきか。

- 大規模修繕費用については、次のような基本的考え方に基づき、具体的な割合を設定する。

【基本的考え方(案)】

$$\alpha = (\text{減価償却累計額} \times 20\% (\text{※1}) - \text{過去の大規模修繕額} (\text{※2}))$$

(※1) 厚労省が実施したサンプル調査における、総建設費に対する修繕費用の平均割合。

サンプル調査概要

- ・ 17施設の建設後修繕データを収集
- ・ 各調査対象施設の年間平均修繕費を算出し、39年(一般的減価償却期間)を乗じた額の施設取得価額に対する割合を推計
⇒ 約20% …… (固定資産として計上される資本的支出・費用として計上される収益的支出を含む)

(※2) 過去の修繕額は法人(施設)で把握した額とする。

(※3) この他、別途調査研究(P27)を行い、当該結果を活用。

【大規模修繕に関する調査研究等】

- ・ 介護老人福祉施設等の運営及び財政状況に関する調査研究事業 (H25.3 明治安田生活福祉研究所)
「長期借入金を行うのは、施設の建替えあるいは大規模修繕くらいの時で、前者は35年～40年に一度、後者は10年～15年に一度といった頻度と言える。」
- ・ 介護保険施設等の効果的な施設整備の実施に関する調査研究事業 (H27.3 明治安田生活福祉研究所)
「既述のとおり、10～15年に一度の頻度で発生する大規模修繕費用を賄う利益を α_2 とした。
介護コンサルタントや建設業者、公認会計士などへのヒアリングから、特養の大規模修繕費用は建設費の1割程度という意見や、厚生労働省平成24年度(略)健康増進等事業「良質な特別養護老人ホームの建設コスト低減手法に関する調査研究事業」(一般財団法人 日本医療福祉建築協会)の調査結果等を基に、1床 100万円とした。」
- ・ 良質な特別養護老人ホームの建設コスト低減手法に関する調査研究報告書 (一般社団法人 日本医療福祉建築協会 JIHA)
「工事費が1,000万円以上の284件を対象に実施時期を見ると、1回目は竣工後15年ごろに行われている。」
※ 2回目18.8年、3回目20.3年(いずれも平均値)
「1回目の大規模修繕のうち、建設費が3,000万円以上の工事について工事年度別に比較すると、一床あたりの建設単価は概ね平均90万円前後に分布している。しかし、全体に偏差が大きく、これは建設のスペックと施設のメンテナンスに対する考え方 によって、修繕の頻度や金額に差があるためと考えられる。」
- ・ 学校施設の長寿命化計画策定の手引きと解説(文部科学省)
「○改修周期の設定 あらかじめ設定した目標使用年数まで使用するまで必要な改修の周期を設定する。例えば、築20年経過後に原状回復のために改修を行い……」

社会福祉法人における事業継続に必要な建設費と大規模修繕費に関する調査研究

- 平成28年度社会福祉推進事業(国の補助事業)により、一般社団法人日本医療福祉建築協会に補助を行い、社会福祉法人が事業を継続するための適正な財務状況を明らかにするため、建物のライフサイクルコストのうち、建設費と大規模修繕費のデータの収集・分析を行う。

1. 実施主体

- 一般社団法人 日本医療福祉建築協会

2. 事業内容

(1)建設コスト等に関する実態調査の実施

6,500程度の社会福祉法人を対象に、事業種別や建物種別、用途地域、建設費等に関する調査を行い、施設の新規建設コスト及び大規模改修コストに関して、書面による実態調査を実施。

(2)ヒアリング調査の実施

実態調査に加え、運営の方針や修繕計画の工夫等の補足情報を把握するため、実態調査の回答があった法人の中から一部を選定し、訪問によるヒアリング調査を実施。

(3)調査結果の分析

社会福祉法人関係者や建築関係者等の有識者によって構成される委員会を設置し、調査結果の分析を行うとともに、報告書を取りまとめる。

3. スケジュール(予定)

- 実態調査については8月～9月、ヒアリング調査については9月～11月の間に実施し、12月にこれらの調査結果を取りまとめ。

4. 「③必要な運転資金」について

③ 必要な運転資金

- 給与等の支払い時期と報酬等の入金時期のズレや緊急に要する費用への準備金の必要性を考慮し、介護報酬等の未収金を含め、事業に活用している財産として、一定程度の経常費用の保有が必要となる。

【論点1】 適正な運転資金の水準をどのように考えるか。 (P30参照)

【論点2】 未収金の取扱いをどのように考えるか。 (P30参照)

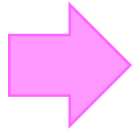
- ※1 介護報酬等により運営される施設は、経常的に2ヶ月分の事業未収金が計上される。
- ※2 措置費又は保育所運営費により運営される施設は、原則として事業未収金が計上されない。

【論点1】 適正な運転資金の水準をどのように考えるか。

【論点2】 未収金の取扱いをどのように考えるか。

※1 介護報酬等により運営される施設は、経常的に2ヶ月分の事業未収金が計上される。

※2 措置費又は保育所運営費により運営される施設は、原則として事業未収金が計上されない。



◆ 「年間事業活動支出の1月分」+「事業未収金」とする。

【年間事業活動支出1月分の考え方】

- ・ 厚生労働省が行ったサンプル調査によれば、年度末時点で1月程度の運転資金を保有していれば、年間を通じて、運営に大きな支障は生じないと見込まれることから、「年間事業活動支出の1月分」を必要な運転資金として控除する。

【事業未収金の考え方】

- ・ 事業未収金は、あらかじめ必要な事業費について、入金前に賄う必要があることから、控除対象とする。
 - ⇒ 介護報酬等による施設については、事業未収金が2ヶ月分発生するため、実質的に計3月分が控除対象となる。
 - ⇒ 措置費又は保育所運営費により運営される施設については、原則として事業未収金が計上されないため、実質1月分が控除対象となる。

今後の主なスケジュール（控除対象財産関係）

平成28年

秋頃 関係省令制定、関係通知発出

12月 社会福祉推進事業調査研究を踏まえ、
施設再生産の自己資金比率・大規模修繕に必要な費用算定の比率の提示
(通知発出)

平成29年

2月 控除対象財産額の試算（各法人の決算見込み）
～3月

4月 控除対象財産額の確定（各法人）
～6月 （社会福祉充実残額を保有する法人は社会福祉充実計画を策定・所轄庁の承認）

7月 財務諸表等開示システムによる実態把握・検証
～10月 （控除対象財産算定状況、施設建設時の資金構成等）

12月 必要に応じ控除対象財産算定基準の見直し
※福祉医療機構融資実績等を踏まえた建て替えに必要な自己資金比率の見直しは毎年度行う。

「社会福祉充実計画」について (素案)

社会福祉充実計画について（案）

- 社会福祉充実計画については、社会福祉法人が保有する財産のうち、事業継続に必要な「控除対象財産」を控除してもなお残額が生じる場合に、「社会福祉充実残額」を明らかにした上で、社会福祉事業等に計画的に再投資を促すとともに、公益性の高い法人としての説明責任の強化を図るために策定するもの。
- 社会福祉充実計画は、社会福祉法人が自主的に判断し、作成することとなるが、所轄庁は事業区域の需要及び供給に照らして適切ではない点がないか（著しく合理性を欠くものではないか）といった観点から審査を行う。具体的には、
 - ① 短期の計画（3年程度）であれば自治体計画（介護保険事業（支援）計画等）との整合性の確認
 - ② 長期の計画（5年程度）であれば、事業実施を予定している地域の人口推計等を踏まえて著しく合理性を欠くものではないかの確認を行う。

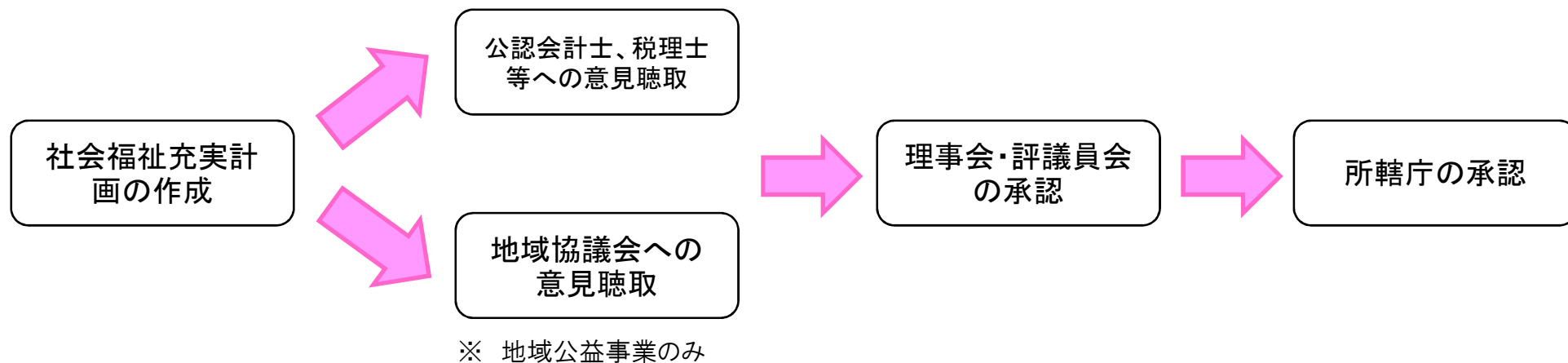
1. 社会福祉充実計画に位置付けるべき事業の種類

- ◆ 社会福祉充実計画に位置付けるべき事業は、以下の順にその実施について、検討し、行う事業を記載する。

第1順位	社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）
第2順位	地域公益事業（日常生活又は社会生活上の支援を必要とする住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供する事業）
第3順位	公益事業

2. 社会福祉充実計画の作成手続

◆ 社会福祉充実計画は以下の手続を経る必要がある。



3. 計画の記載内容

◆ 計画の記載内容は、法律上の以下のとおり規定がされているが、法律事項に加え、法人名等の基本情報や社会福祉充実残額の用途に関する検討結果や事業の実施に当たっての資金計画等を併せて記載する。

法律事項（第55条の2第3項）	省令事項のイメージ（案）
① 既存事業の充実又は新規事業の規模及び内容 ② 事業区域 ③ 社会福祉充実事業の事業費 ④ 社会福祉充実残額 ⑤ 計画の実施期間 ⑥ その他厚生労働省令で定める事項	① 法人名、法人の所在地、連絡先等の基本情報 ② 社会福祉充実残額の用途に関する検討結果 ③ 資金計画 ④ 事業費積算（概算） ⑤ 地域協議会等の意見とその反映状況 等

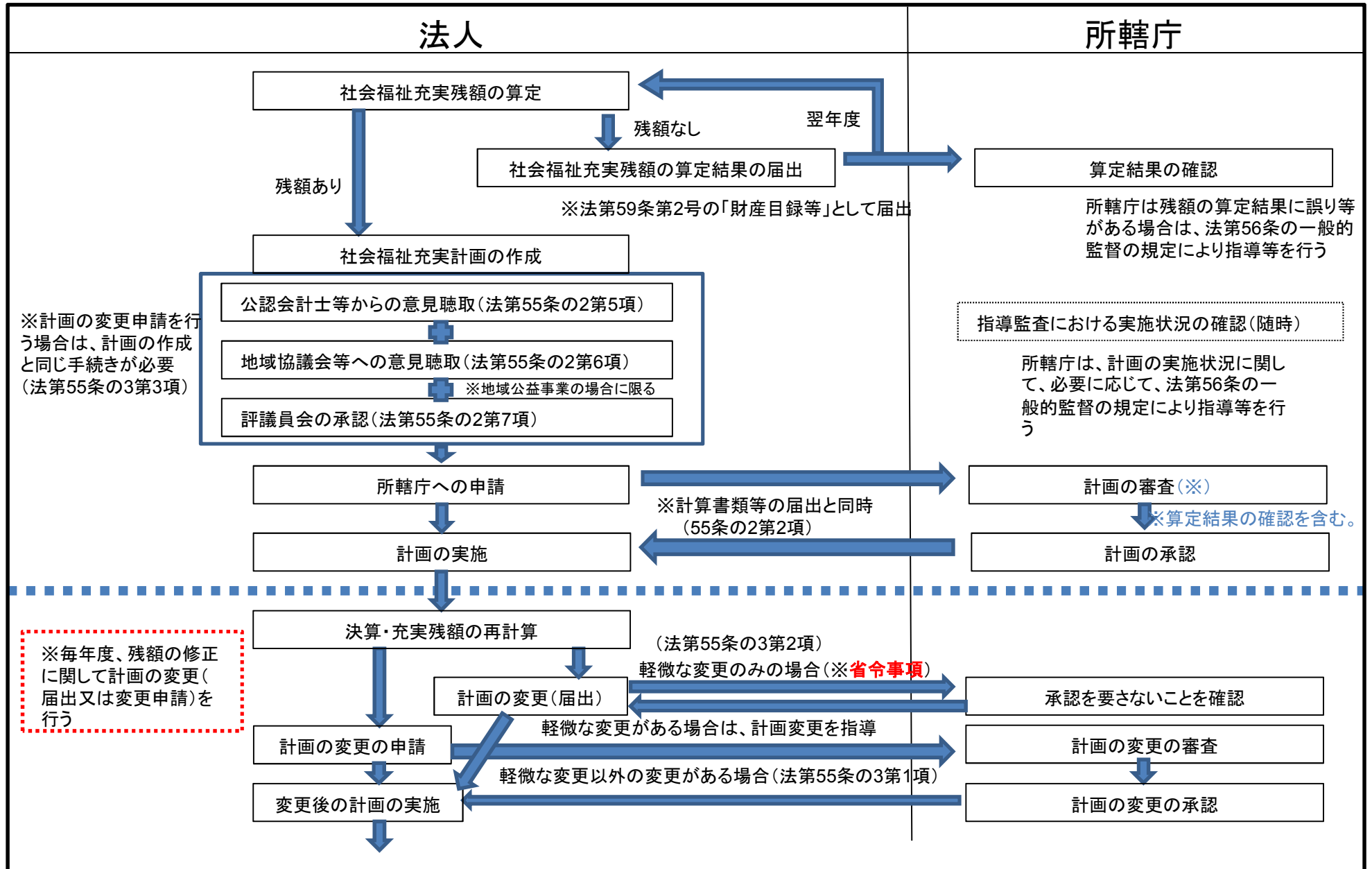
4. 計画の実施期間等

- ◆ 計画は、原則5年間の範囲で、毎年度の社会福祉充実残額の全額について、一又は複数の社会福祉充実事業を実施するための内容とすること。
ただし、社会福祉充実残額が一定規模以上である場合など、5年間で計画を終了することが困難であることにつき、合理的な理由がある場合は、最長10年とすることができるものとする。
- ◆ また、計画の実施期間の範囲で、事業の開始時期や終期、各年度ごとの事業費は、法人が任意に設定することができるものとする。

5. 計画の変更手続

- ◆ 計画の記載内容の変更を行う場合は、軽微な変更を除き、所轄庁の承認が必要となる。
- ◆ また、軽微な変更を行う場合は、所轄庁への届出で足りることとなる。
- ◆ なお、軽微な変更とは、法人の名称や住所等の基本情報等の変更とする。

社会福祉充実計画の作成手続フロー（案）



社会福祉充実計画のフォーマット（案）

平成〇年〇月〇日現在

平成〇年度 社会福祉法人〇〇 社会福祉充実計画

1. 基本的事項

法人名	社会福祉法人〇〇会
法人の主たる所在地	〇県〇市〇町〇〇
連絡先	〇-〇-〇
計画作成年月日	平成〇年〇月〇日
公認会計士、税理士等の 意見聴取年月日	
地域住民その他の関係者への 意見聴取年月日	
評議員会の承認年月日	
本計画の対象となる社会福祉 充実残額（単位：円）	〇円
本計画の対象期間	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日

2. 事業計画

実施時期	事業名	事業種別	既存・新 規の別	事業概要	施設整備 の有無	事業費
1年目						
	小計					
2年目						
	小計					
3年目						
	小計					

4年目						
	小計					
5年目						
	小計					
合計						

※ 欄が不足する場合は適宜追加すること。

3. 社会福祉充実残額の使途に関する検討結果

検討順	検討結果
① 社会福祉事業及び公益事業（小規模事業）	
② 地域公益事業	
③ ①及び②以外の公益事業	

4. 資金計画

事業名	事業費内訳	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	合計
財源構成	計画期間における 事業費						
	社会福祉充実 残額						
	補助金						
	借入金						
	事業収益						
	その他						
合計							

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「資金計画」を作成すること。

5. 事業の詳細

事業名	
主な対象者	
想定される対象者数	
事業の実施地域	
事業の実施時期	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日
事業内容	
事業の実施スケジュール	

事業費積算 (概算)		
	合計	〇〇円 (うち社会福祉充実残額充当額〇〇円)
地域協議会等の意見と その反映状況		

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「事業の詳細」を作成すること。

6. 計画期間が5年を超える理由

社会福祉充実計画の策定に当たっての関係者への意見聴取内容について（案）

社会福祉充実計画の策定に当たって行われる関係者への意見聴取については、社会福祉法人の経営の自主性が十分に尊重されるようにするとともに、その経営判断を阻害しないよう、以下の内容について行う。

1. 公認会計士、税理士等への意見聴取内容

【社会福祉充実残額について】

- 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等の額と財産目録の照合
- 再生産に必要な財産の再計算
- 必要な運転資金の再計算
- 社会福祉充実残額の再計算

【事業費】

- 事業費とその積算の照合

※確認書(案)のイメージについては次頁参照

2. 地域協議会への意見聴取内容(例)(地域公益事業を行う場合に限る。)

- 地域の福祉課題
- 地域に求められる福祉サービスの内容
- 自ら取り組もうとしている地域公益事業に対する意見
- 関係機関との連携 等

公認会計士、税理士等への意見聴取による確認書（案）

社会福祉充実計画の策定に当たって行われる公認会計士、税理士等への意見聴取については、社会福祉法人の経営の自主性の尊重、法人負担軽減の観点から、公認会計士、税理士等は社会福祉充実残額の算定過程を中心に確認を行い、確認書を作成するものとする。

公認会計士、税理士等への意見聴取による確認書(案)イメージ

手 続 実 施 結 果 報 告 書

平成 年 月 日

社会福祉法人 ○○

理事長 ○○○○ 殿

確認者の名称 印

私は、社会福祉法人○○（以下「法人」という。）からの依頼に基づき、「平成○年度 社会福祉法人○○ 社会福祉充実計画」に関連して、法人との間で合意された下記手続を実施した。

手続の目的

私は、「社会福祉充実計画」に関して、本報告書の利用者が手続実施結果を以下の目的で利用することを想定し、「合意された手続」に記載された手続を実施した。

- （１）「社会福祉充実計画」における社会福祉充実残額が社会福祉法人運営ガイドラインに照らして算出されているかどうかについて確かめること。
- （２）「社会福祉充実計画」における事業費の積算が正しいものであるかどうかについて確かめること。

合意された手続

1. 社会福祉充実残額算定シートにおける控除対象財産額の算定欄の各勘定科目の金額と財産目録の金額を突合する。
2. 社会福祉充実残額算定シートにおける控除対象財産額の算定欄における控除対象財産判定と社会福祉法人運営ガイドラインを照合する。
3. 社会福祉充実残額算定シートにおける再生産に必要な財産について社会福祉法人運営ガイドライン従って再計算を行う。
4. 社会福祉充実残額算定シートにおける必要な運転資金について社会福祉法人運営ガイドライン従って再計算を行う。
5. 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉充実残額と社会福祉充実計画における社会福祉充実残額を突合する。
6. 社会福祉充実計画の2事業計画における事業費の積算について再計算を行う。
7. 社会福祉充実計画の4資金計画における事業費の積算について再計算を行う。

合意された手続の実施結果

1. 上記1について、控除対象財産額の算定欄の各勘定科目の金額と財産目録の金額は一致した。
2. 上記2について、控除対象財産判定と社会福祉法人運営ガイドラインは一致した。
3. 上記3について、再生産に必要な財産の再計算の結果と一致した。
4. 上記4について、必要な運転資金の再計算の結果と一致した。
5. 上記5について、社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉充実残額と社会福祉充実計画における社会福祉充実残額は一致した。
6. 上記6について、2事業計画における事業費の積算について再計算の結果と一致した。
7. 上記7について、4資金計画における事業費の積算について再計算の結果と一致した。

合意された手続業務の特質

上記手続は財務諸表に対する監査意見又はレビューの結論の報告を目的とした一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビューの基準に準拠するものではない。したがって、私は社会福祉充実計画の記載事項について、手続実施結果から導かれる結論の報告も、また、保証の提供もしない。

配付及び利用制限

本報告書は法人の社会福祉充実計画の承認申請に関連して作成されたものであり、他のいかなる目的にも使用してはならず、法人及びその他の実施結果の利用者以外に配付又は利用されるべきものではない。

以上

参照条文（改正社会福祉法・社会福祉充実計画関係）

（社会福祉充実計画の承認）

第五十五条の二 社会福祉法人は、毎会計年度において、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該会計年度の前会計年度の末日（同号において「基準日」という。）において現に行っている社会福祉事業若しくは公益事業（以下この項及び第三項第一号において「既存事業」という。）の充実又は既存事業以外の社会福祉事業若しくは公益事業（同項第一号において「新規事業」という。）の実施に関する計画（以下「社会福祉充実計画」という。）を作成し、これを所轄庁に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、当該会計年度前の会計年度において作成した第十一項に規定する承認社会福祉充実計画の実施期間中は、この限りでない。

- 一 当該会計年度の前会計年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額
 - 二 基準日において現に行っている事業を継続するために必要な財産の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額
- 2 前項の承認の申請は、第五十九条の規定による届出と同時に行わなければならない。
- 3 社会福祉充実計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 既存事業（充実する部分に限る。）又は新規事業（以下この条において「社会福祉充実事業」という。）の規模及び内容
 - 二 社会福祉充実事業を行う区域（以下この条において「事業区域」という。）
 - 三 社会福祉充実事業の実施に要する費用の額（第五項において「事業費」という。）
 - 四 第一項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除して得た額（第五項及び第九項第一号において「社会福祉充実残額」という。）
 - 五 社会福祉充実計画の実施期間
 - 六 その他厚生労働省令で定める事項
- 4 社会福祉法人は、前項第一号に掲げる事項の記載に当たっては、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事業の順にその実施について検討し、行う事業を記載しなければならない。
- 一 社会福祉事業又は公益事業（第二条第四項第四号に掲げる事業に限る。）
 - 二 公益事業（第二条第四項第四号に掲げる事業を除き、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供するものに限る。第六項及び第九項第三号において「地域公益事業」という。）
 - 三 公益事業（前二号に掲げる事業を除く。）

- 5 社会福祉法人は、社会福祉充実計画の作成に当たっては、事業費及び社会福祉充実残額について、公認会計士、税理士その他財務に関する専門的な知識経験を有する者として厚生労働省令で定める者の意見を聴かななければならない。
- 6 社会福祉法人は、地域公益事業を行う社会福祉充実計画の作成に当たっては、当該地域公益事業の内容及び事業区域における需要について、当該事業区域の住民その他の関係者の意見を聴かななければならない。
- 7 社会福祉充実計画は、評議員会の承認を受けなければならない。
- 8 所轄庁は、社会福祉法人に対し、社会福祉充実計画の作成及び円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の支援を行うものとする。
- 9 所轄庁は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る社会福祉充実計画が、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。
 - 一 社会福祉充実事業として記載されている社会福祉事業又は公益事業の規模及び内容が、社会福祉充実残額に照らして適切なものであること。
 - 二 社会福祉充実事業として社会福祉事業が記載されている場合にあつては、その規模及び内容が、当該社会福祉事業に係る事業区域における需要及び供給の見通しに照らして適切なものであること。
 - 三 社会福祉充実事業として地域公益事業が記載されている場合にあつては、その規模及び内容が、当該地域公益事業に係る事業区域における需要に照らして適切なものであること。
 - 四 その他厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。
- 10 所轄庁は、社会福祉充実計画が前項第二号及び第三号に適合しているかどうかを調査するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対して、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。
- 11 第一項の承認を受けた社会福祉法人は、同項の承認があつた社会福祉充実計画(次条第一項の変更の承認があつたときは、その変更後のもの。同項及び第五十五条の四において「承認社会福祉充実計画」という。)に従つて事業を行わなければならない。

(社会福祉充実計画の変更)

第五十五条の三 前条第一項の承認を受けた社会福祉法人は、承認社会福祉充実計画の変更をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、所轄庁の承認を受けなければならない。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第一項の承認を受けた社会福祉法人は、前項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

3 前条第三項から第十項までの規定は、第一項の変更の申請について準用する。

(社会福祉充実計画の終了)

第五十五条の四 第五十五条の二第一項の承認を受けた社会福祉法人は、やむを得ない事由により承認社会福祉充実計画に従って事業を行うことが困難であるときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、所轄庁の承認を受けて、当該承認社会福祉充実計画を終了することができる。